

# 社会福祉法人ふたば役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この役員等報酬支給規程は定款第8条及び第22条に定める役員の報酬支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 常勤理事 報酬 (月額 60,000 円)
- (2) 非常勤の役員 報酬 (日額 5,000 円)
- (3) 評議員 報酬 (日額 5,000 円)
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬 (日額 3,000 円)

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

3 役員等の報酬が前1項によりがたい場合は評議員会の承認を得て別に定めるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、前条第1項(3)に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間 850,000 円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 100,000 円以内とする。

附則 (平成20年12月25日議決)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日議決)

この規程は平成26年4月1日から施行する。

(平成26年11月20日議決)

この規程は平成26年12月1日から施行する。

(平成28年11月17日議決)

この規程は平成28年12月1日から施行する。

(平成29年3月23日議決)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(令和4年6月21日議決)

この規程は令和4年4月1日から施行する。

(令和5年6月13日議決)

この規程は令和5年4月1日から施行する。